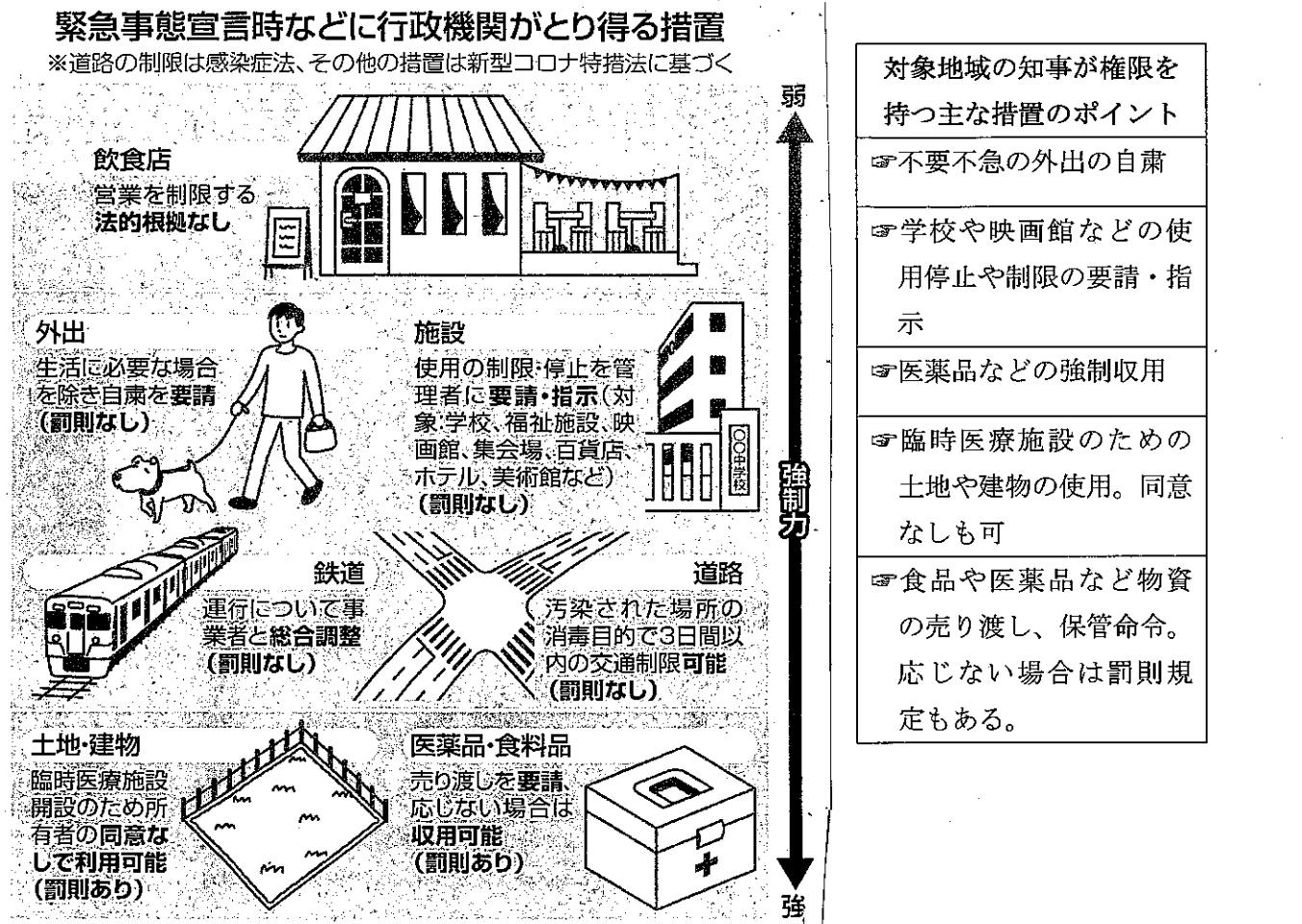


緊急事態宣言時などに行政機関がとり得る措置

※道路の制限は感染症法、その他の措置は新型コロナ特措法に基づく



- | 対象地域の知事が権限を持つ主な措置のポイント |
|--|
| ☞ 不要不急の外出の自粛 |
| ☞ 学校や映画館などの使用停止や制限の要請・指示 |
| ☞ 医薬品などの強制収用 |
| ☞ 臨時医療施設のための土地や建物の使用。同意なしも可 |
| ☞ 食品や医薬品など物資の売り渡し、保管命令。
応じない場合は罰則規定もある。 |

▽緊急事態宣言 根拠条文

〈新型インフルエンザ等対策特別措置法〉令和2年3月13日改正

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（～略）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（～略「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

☞ 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされたら……

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、全ての市町村長は、同法第34条第1項の規定に基づき、「市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。」こととされています。

〈緊急事態宣言〉 令和2年4月7日（火）※一部記者会見の内容を含む

- 安倍晋三首相は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、諮問委員会に諮り、専門家の意見を仰いだうえで緊急事態宣言を発出した。
- 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等対策特別措置法によるもので、同法に基づく実際の宣言は初めて。
- 緊急事態宣言は、対策本部長を務める首相が、都道府県を単位とする区域や実施期間、概要などを示して出す旨が特措法で定められている。

対象は東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡

- 安倍首相の発言

「諮問委員会において、新型コロナウイルス感染症は肺炎など重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、感染経路が特定できない症例が多数に上り急速な増加が確認されている。医療提供体制もひっ迫してきているとされた。」と述べ、そのうえで、特別措置法に基づき「緊急事態宣言」を発出すると述べた。

- 対象地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県。期間は、令和2年4月7日から令和2年5月6日まで。

「都市封鎖を行うものではない」「自粛要請」

- 緊急事態を宣言しても、海外で見られるような「都市封鎖」を行うものではなく、公共交通機関など必要な経済社会サービスは可能な限り維持しながら、「密閉」、「密集」、「密接」の3つの密を防ぐことなどで、感染拡大を防止していく。
- 社会機能を維持するために必要な職種を除き、オフィスでの仕事は原則自宅でして欲しい。
- 出勤者の数を最低7割は減らす取組を実施するよう事業者にお願いする。
- 学校休業が長期化するが、オンラインで学習できる環境整備を加速する。

「人と人との接触 7割～8割減」

- 「最も重要なことは、国民の皆さん行動を変えることだ。専門家の試算では、私たち全員が努力を重ね、人と人との接触機会を最低7割、極力8割削減することができれば、2週間後には感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができる。効果を見極める期間も含め、大型連休が終わる6日までの1か月間に限定して、国民の皆さんには7割から8割の削減を目指し、外出自粛をお願いする。」と呼びかけた。

「医療体制を充実する」

- 軽症者や無症状感染者は医療機関ではなく宿泊施設で療養してもらい、医療機関ではなく宿泊施設で療養してもらい、医療機関の負担を軽減する。病院での感染リスクを恐れる皆さんが受診を我慢する事態が生じないようにする。

経済対策の充実

- 事業規模 108 兆円の経済対策を実施する。固定資産税を減免し、消費税などの納税や社会保険料の支払いを 1 年間猶予する。

治療薬

- アビガンの備蓄量を現在の 3 倍、200 万人分まで拡大する。

〈該当地域の都道府県知事の措置〉

- 該当地域の都道府県知事が、必要と判断すれば、住民の不要不急の外出の自粛要請や施設の使用停止、イベントの開催制限の要請・指示などの措置をとることができる。
- 使用制限を要請できる施設には、学校や老人福祉施設、劇場、百貨店、体育館、ホテルなどがあげられる。スーパーマーケットも含まれるが、食品、医薬品、衛生用品などの生活必需品の売り場は営業を続けることができる。
- こうした要請や指示に違反しても罰則はない。
- 外出自粛に罰則を設けるなど海外で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)と緊急事態宣言は異なり、特措法には、強制的に外出を禁じる規定はなく、鉄道やバスなどの公共交通機関を止めて封鎖する規定もない。

〈強制力を伴う措置〉

- 患者の急増に対応する目的で臨時に医療施設を開設する場合や、必要物資の売り渡しを業者や生産者に要請する場合など。その場合、知事が必要と認めれば所有者の同意がなくても、土地や建物を使用できるようになり、建築基準法や消防法などの規制に従う必要もない。
- 衣料品や食料品などの売り渡しを求めた際、正当な理由なく指示に従わなかった場合は、罰則として 30 万円以下の罰金を科すことができる。
- 強制的な措置で民間に損失が生じた場合は、国及び都道府県が保障する。
- ただし、緊急事態宣言に基づく措置の多くは、国民に協力を求める「要請」と法的な履行義務を伴わない「指示」であるため、イベントの開催中止や飲食店の閉鎖などに伴う損失は補償する規定が設けられていない。

愛知県知事 方針表明（令和2年4月6日（月）午前 定例記者会見）

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、愛知県の大村知事は、学校を新学期から再開するとした従来の方針を見直し、4月7日（火）から19日（日）まで、県立の高校と特別支援学校を臨時休校とし、市町村の教育委員会にも小中学校を休校とするよう要請する方針を表明した。
- 一方、それぞれの学校の入学式については、感染防止策を講じたうえで実施とした。
- 新型コロナウイルス感染者で無症状だったり回復したりした場合に滞在してもらう一時生活施設を週内に開設すると明らかにした。2か所で計200室を確保しており、うち1か所をまず開けるとした。